

田原市一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、田原市が発注する建設工事又は製造の請負、物品の購入、業務の委託その他（以下「工事等」という。）の契約に係る一般競争入札に関し田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 一般競争入札の対象は、田原市入札審査会（以下「審査会」という。）において決定する。ただし、設計金額が審査会の審査に付する額以下の案件については、財政課長（財政課に主幹を置く場合には、財政課長又は財政課主幹）が決定するものとする。

(入札方法)

第3条 一般競争入札の入札方法は、電子入札により実施するものとする。ただし、電子入札を実施することが困難と認められる場合は、紙入札により実施することができるものとする。

2 総合評価落札方式で実施する工事等については、田原市総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（平成20年施行）の規定を優先するものとする。

(入札参加資格及び入札参加条件)

第4条 一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 入札参加資格の認定を受け、田原市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該工事等の公告日から落札決定の日までに、本市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 当該工事等の公告日から落札決定の日までに、本市から「田原市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年3月31日田原市長・田原市教育委員会教育長・愛知県田原警察署長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。

2 入札に参加できる条件として、次に掲げる事項について定めることができる。

- (1) 経営事項審査に基づく総合評定値
- (2) 営業所（本店、支店）等の所在地
- (3) 当該工事等と同種又は類似工事等の実績
- (4) 当該工事等に配置を予定する技術者の資格及び経験
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 前2項の規定による入札参加の資格及び条件の審査は、事前審査型又は事後審査型によるものとする。

(入札公告)

第5条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び規則第103条の規定に基づく公告に、規則第104条に規定する事項を記載するものとする。

2 入札公告の写し及び設計図書を田原市ホームページ又はあいち電子調達共同システム(CALS/EC又は物品等)(以下「電子調達システム」という。)に掲載するものとする。

(入札参加申込み及び申請)

第6条 入札参加希望者は、一般競争入札参加申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)を期限までに提出するものとする。ただし、あいち電子調達共同システム(物品等)を利用した事後審査型においては、申込書の提出を求めないものとする。

2 事前審査型において第4条第2項第4号の条件を付した場合は、複数の配置予定技術者を申込書に記入することができる。ただし、配置する予定技術者の優先順位を定めなければならないものとする。

3 事後審査型において開札後、第9条の規定により落札者が決定するまで、落札候補者から順に一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)(以下「申請書」という。)の提出を求めることができるものとする。

4 申込書及び申請書の受理後の内容の変更は、原則できないものとする。

(入札参加資格の確認及び通知)

第7条 事前審査型における申込書の提出があったときは、入札参加資格の有無について確認を行い、入札参加資格の有無について電子調達システム又は一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式第3号)(以下「資格確認結果通知書」という。)により通知するものとする。

2 事後審査型においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者(最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者)を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認は次のとおり行うものとする。

(1) 開札日(入札公告等で日時が定められているものはその時)における入札参加資格の確認を、開札の執行順に行うものとする。

(2) 契約担当者は、落札候補者の入札参加資格の確認を申請書により、開札日の2日後までに行うものとする。

(3) 確認の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たさないと認めた場合には、落札候補者の行った入札を無効とする。この場合においては、次順位者を新たな落札候補者として確認を行うこととし、落札者が決定するまで同様に繰り返すものとする。

(4) 前号後段の場合の入札参加資格の確認期限は、第2号の規定にかかわらず、新たな落札候補者を決定した日の翌日とする。ただし、開札日の3日後を超えて延期しないものとする。

(くじによる落札者及び落札候補者の決定)

第8条 落札者となる者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

2 事後審査型において落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。ただし、あいち電子調達共同システム(物品等)を利用した事後審査型において、落札候補者となる者が2以上あるときは、前条第2項に規定する確認を対象者全てに行い、その結果、落札者となる者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(落札者の決定及び通知)

第9条 開札の結果、予定価格の範囲内で最安価の入札者を落札者とする。また、事後審査型において、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合は、その者を落札者と決定し、その旨を通知するものとする。

2 事後審査型において、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合は、当該落札候補者に対して電子調達システム又は資格確認結果通知書により通知するものとする。

(低入札調査による保留)

第10条 前条の規定に関わらず、低入札調査基準価格を設けた場合において、低入札調査基準価格を下回る価格で入札が行われたときは、入札参加者に対して落札決定について保留し、落札候補者に対して、田原市低入札価格調査実施要領(平成20年9月1日施行)の定めるところにより、調査を実施するものとする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第11条 資格確認結果通知書により通知を受けた者で、その結果に不服がある場合は、当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年2月1日から施行する。

2 田原市事後審査型一般競争入札試行要領（平成21年11月1日施行）及び田原市業務委託等一般競争入札試行要領（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

一般競争入札参加申込書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申込者
住所
商号又は名称
代表者

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので申し込みます。

なお、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと、この申込書の全ての記載事項は事実と相違ないこと並びに独禁法等の関係法令を遵守することを誓約します。

記

- 1 件 名
- 2 場 所
- 3 配置技術者（事前審査型において、第4条第2項第4号の配置技術者の条件を付した場合）

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者
住所
商号又は名称
代表者

下記の案件に係る事後審査型条件付一般競争入札について、下記の書類を添え、入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項及び内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 開 札 日 年 月 日
- 2 件 名
- 3 場 所
- 4 配置技術者（第4条第2項第4号の配置技術者の条件を付した場合）
- 5 添付書類の名称

様

田原市長

一般競争入札参加資格確認結果通知書

先に申請のありました下記調達案件に係る入札参加資格について、下記のとおり確認しましたので、通知します。

記

件 名	
場 所	田原市 地内
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
入札参加資格の有 無	
無しとした場合の主な理由	
入札の無効に関する事項	
入 札 担 当 課	田原市役所 総務部 財政課
入札執行の場所	
開 札 の 日 時	年 月 日
主 管 課	
そ の 他	<p>入札参加資格が無いと通知された方は、田原市に対して、その理由の説明を求めることができます。</p> <p>この説明を求める場合は、年 月 日 () までに田原市役所総務部財政課へその旨を記載した書面を提出してください。</p>